

土木系工事における現場環境改善費の運用について

令和6年4月1日
光市入札監理課

このことについて、次のとおり実施することとしましたのでお知らせします。

1 対象工事

光市が発注する土木系工事のうち、すべての屋外工事を対象とします。

ただし、維持工事等で実施が困難なもの、効果が期待できないもの、土木系機械設備工事、土木系電気設備工事及び災害復旧工事については、対象外とします。

2 適用基準日

令和6年4月1日以降、入札公告又は指名通知する工事に適用します。

3 実施方法

以下をすべて満足する場合は、変更設計にて現場環境改善費を設計計上します。

(1) (山口県設計標準歩掛表(港湾編)以外を適用する工事の場合)

現場環境改善費に関する内容を5内容実施していること。

(山口県設計標準歩掛表(港湾編)を適用する工事の場合)

現場環境改善費に関する内容を1内容実施していること。

(2) 受注者が提出する現場環境改善費に関する経費の見積書の合計金額が変更設計にて計上する現場環境改善費よりも高価であること。

※ 現場環境改善費として実施する内容に関する詳細は、山口県が定める「土木系工事における現場環境改善費の実施要領」を参照してください。

4 その他

「土木系工事における現場環境改善費の実施要領」は、山口県技術管理課ウェブサイト(その他の技術基準・マニュアル)に掲載されていますので、参照してください。

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23379.html>)